

議案第 66 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 6 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

義務教育就学児の通院に係る医療費の一部負担金相当額を市民税非課税世帯に限り無料とするため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年
調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条，第7条関係）

区 分	一部負担金相当額	
	療養を受けた日の属する年度（4月から9月までの間にあつては，療養を受けた日の属する年度の前年度）の市民税が非課税の世帯	その他の世帯
入院，調剤，訪問看護その他の医療に関する給付（通院（施術を含む。以下同じ。）を除く。）に係る医療費		0円
通院に係る医療費	0円	通院1回当たり200円（通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合は，当該対象者負担額に相当する額）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から規則で定める日ま

での間における療養（療養を受けた日の属する年度（４月から９月までの間にあっては，療養を受けた日の属する年度の前年度）の市民税が非課税の世帯の義務教育就学児の通院に係る療養に限る。）に係る医療費の助成のうち，この条例による改正前の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例別表に定める一部負担金相当額とこの条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表に定める一部負担金相当額との差額の取扱いについては，規則で定める。

- 3 前項に規定するもののほか，改正後の条例の規定は，施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し，施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については，なお従前の例による。